

目黒通り地区地区街づくり計画（街づくり誘導地区）

目黒通り地区地区街づくり計画の告示：平成8年5月31日 世田谷区告示第148号
目黒通り地区街づくり誘導地区の指定告示：平成8年5月31日 世田谷区告示第149号

- ◆ 次の行為を行う際は、工事着手30日以上前かつ建築確認申請等(※)の前までに届出が必要です。

- | |
|-------------------|
| 1. 建築物の建築又は工作物の建設 |
| 2. 建築物等の形態又は意匠の変更 |
| 3. 木竹の伐採 |

《区域》

世田谷区深沢1丁目、等々力1丁目、等々力2丁目、等々力3丁目、等々力4丁目、等々力6丁目、等々力7丁目及び玉堤2丁目各地内

《面積》

約14.9ha

《建築物等に関する基準》

1	建築物の形態にあつては、市街地大火による火災及び輻射熱を有効に遮蔽する形態とする。
2	建築物の内部にあつては、火器を使用する部屋及び避難上重要な通路などの天井及び壁の仕上げは不燃性のものとする。
3	建築物の道路に面する開口部は、落下物の防止措置等を講じる。
4	建築物のガス設備には、ガス漏れ防止等の対策を講じる。
5	大規模建築物は消防水利等の防災施設の配置に努め、危険物取扱施設については避難路機能を妨げないよう安全対策を講じる。
6	敷地面積250㎡未満の場合は空地面積の25%以上及び、敷地面積250㎡以上の場合は「世田谷区みどりの基本条例」に基づき緑化に努力すること。
7	高さ60cmを超えて垣・柵を造る場合、生け垣又はフェンスに沿って緑化するなど街並み形成に配慮すること。
8	看板を設ける場合は、周囲の環境に相応しい落ち着いた色調のものとする。

(※)建築確認申請の他に、長期優良住宅の普及の促進に関する法律の認定の申請をはじめ、「世田谷区街づくり条例の施行等に関する規則」第16条第1項の各号に掲げる申請等の前に届出をお願いいたします。

《相談・届出窓口》

世田谷区玉川総合支所 街づくり課

〒158-8503 世田谷区等々力3-4-1

TEL 03-3702-4539

Fax 03-3702-0942

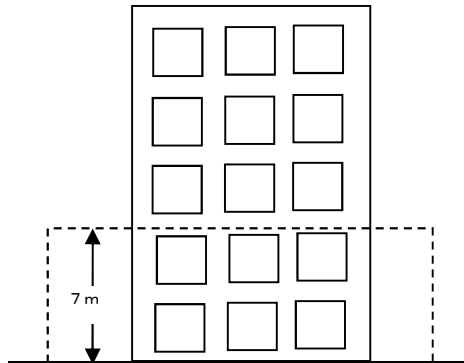
<参考> 最低限高度地区

建築物の高さの最低限度を定める高度地区です。

この地区内では建築物の高さを最低7m以上としなければなりません。

※ただし、一部適用除外される場合があります。

幹線道路沿道の防火性の向上を図るため、世田谷通り沿道の一部（環七と馬事公苑の間）と、目黒通り沿道に指定されています。



東京都市計画高度地区（世田谷区決定）抜粋

種 類		建築物の高さの最低限度
（ 最 低 限 度 ）	既決定地区	建築物の高さ（地盤面からの高さによる。以下同じ。）の最低限度は7メートルとする。
	・世田谷通り地区 ・目黒通り地区	ただし、次の各号の一に該当する建築物又は建築物の部分については、この規定は適用しない。 （1）都市計画施設の区域内的の建築物 （2）高さが7メートル未満の建築物の部分の水平投影面積の合計が建築面積の2分の1未満かつ100平方メートル未満の建築物の当該部分 （3）増築又は改築に係る建築物で当該増築又は改築が建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第137条の7第1号及び第2号に定める範囲のもの （4）附属建築物で平屋建のもの（建築物に付属する門又はへいを含む。） （5）地下若しくは高架の工作物又は道路内に設ける建築物その他これらに類するもの （6）その他の建築物で特定行政庁（当該建築物に関する建築基準法上の事務について権限を有する特定行政庁をいう。）が公益上又は土地利用上やむを得ないと認めて許可したもの

担
当

都市整備政策部 建築審査課 建築審査担当

Tel 03-6432-7166 Fax 03-6432-7985